

サステナビリティ投資方針

(令和8年4月1日制定)

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、連合会の行うサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資（以下「サステナビリティ投資」という。）について、以下のとおり、基本的な方針を定めるものとする。

1. サステナビリティ投資に対する考え方

（1）サステナビリティ投資による投資先及び市場全体の持続的成長

連合会は、長期的な観点から、積立金を安全かつ効率的に管理・運用することにより、年金事業の運営の安定に資する役割を担っている。そのためには、個々の投資先の企業価値の向上はもとより、社会全体の経済活動や資本市場の持続的な成長が不可欠である。

サステナビリティ投資は、短期的な企業業績だけでなく非財務情報（ESG（環境・社会・ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト））といった持続可能性の要素に着目した投資であり、投資先及び市場全体の持続的成長に資するものである。

（2）サステナビリティ投資による持続可能性の向上

① 投資先及び市場全体の持続可能性の向上

連合会は、国際的に見ても大規模なアセットオーナーとして、グローバルな資本市場に幅広く分散投資を行っており、インベストメント・チェーンの中で、資本市場を通じて企業・経済の成長の果実を受益者にもたらす重要な役割を担っている。

このような中では、気候変動、サプライチェーン内での人権侵害、自然資本の減耗等、分散投資では回避できない市場全体のリスクからの負の影響を避けることは困難であるため、サステナビリティ投資により企業の行動変容を促し、市場全体のリスクを低減することは、投資先及び市場全体の持続可能性の向上につながりうるものである。

② 地域社会の持続可能性の向上への寄与

連合会が運用する年金資金は、政策を通じて地域社会の課題解決に取り組む地方公共団体やその職員等の拠出した資金を財源としている。近年、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化をはじめとして、環境問題や社会問題等のサステナビリティに関わる市場全体のリスクは、少なからず地域社会にも影響を与えており、逆に、地域社会における社会経済活動の積み重ねがサステナビリティに関するリスクに一定の影響を与えているとも考えられ、両者は相互に密接に関係している。

このようにサステナビリティに関する課題は、資本市場のみならず、地域社会においても共通する課題であることに加え、地域社会で生じる環境問題等の課題解決に向けて、

ESGやインパクトを考慮した新たな事業活動が創出され、広く波及していくことも考えられ、サステナビリティ投資は、地域社会の持続可能性を高めることにも寄与する可能性を秘めている。

2. サステナビリティ投資の目的

1. の基本的な考えの下、インベストメント・チェーンの中に位置するアセットオーナーとして、連合会が、長期的な観点から、年金資金を安全かつ効率的に運用するためには、投資先及び市場全体の持続的成長や持続可能性の向上が長期的な投資収益の拡大に必要不可欠であることから、サステナビリティ投資に取り組むことは、受託者責任を果たすためにも重要な意義があると考えられる。

その上で、年金事業の運営の安定に資するためには長期的に必要な運用利回りを確保する必要があるため、連合会のサステナビリティ投資は、サステナビリティに関する課題の解決自体を目指すものではなく、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針、退職等年金給付調整積立金に関する基本方針及び経過的長期給付調整積立金に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に定めるとおり、組合員等の利益のために長期的な収益を確保する観点から行うものとする。

3. 連合会におけるサステナビリティ投資の対象

連合会のサステナビリティ投資は、基本方針に定めるとおり、スチュワードシップ責任を果たすための活動、ESGを考慮した投資、インパクトを考慮した投資を含むものとする。

また、連合会のサステナビリティ投資の対象は、全資産とする。その実施にあたっては、必要性を個別に検討し、例えば次に掲げる手法を組み合わせる。なお、開始当初に期待される役割が将来にわたり実現がされない見込みである場合は、手法の見直しを行う等、効果的なサステナビリティ投資の手法について不断に研究する。

(1) 委託運用資産におけるサステナビリティの考慮

- ・ 委託運用プロダクトの選定・モニタリングにおいて、運用受託機関におけるサステナビリティの取組を確認・評価する。

(2) スチュワードシップ責任を果たすための活動

- ・ 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（令和7年3月31日制定）等に基づき、運用受託機関のスチュワードシップ活動の取組のモニタリングを行う。
- ・ 連合会は運用受託機関とのエンゲージメント（対話）を通して、サステナビリティを巡る課題に関する取組の状況を確認し、必要な取組の実施を求める。

(3) ESGを考慮した投資

- ・ 幅広い企業が企業価値の向上を目指してESG課題の改善に向けた取組を行うことを促すためのESG指数への投資や、ESG債への投資等、ESG

要素を考慮した投資を推進する。

(4) インパクトを考慮した投資

- ・ 投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進する。

(5) 関係機関との協働

- ・ サステナビリティ投資に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じて他のアセットオーナー等と意見交換を行い、リレーション構築に努める。

4. 情報開示

連合会は、ウェブサイト上の公表資料の充実や、説明会の開催等により、受益者である組合員等に対し、サステナビリティ投資に係る考え方や取組内容を伝える機会を確保するよう努める。